

# 昭和大学歯学部同窓会保険通信 ～V o l 4～

## 「歯ぎしり、顎関節症に対する口腔内装置」

### 口腔内装置の材質および製作方法について

口腔内装置 1 1,500 点	口腔内装置 2 800 点	口腔内装置 3 650 点
義歯床用アクリリック 樹脂により製作	熱可塑性樹脂シート等を歯科技工用成型器により吸引・加圧して製作 又は 作業模型に常温重合レジンを押接して製作	
	咬合関係が付与されたもの	咬合関係が付与されていないもの

- 歯ぎしりに対する口腔内装置に関わる算定点数 ( )内は6歳未満の乳幼児又は(特)の患者

	装着料を含む所定点数	装着料	印象	咬合	調整	修理
歯ぎしり に対する 口腔内装置	口腔内装置 1 1,650 点 (1,725)	150 (225)	42 (63)	187 (318)	120 (180)	234 (351)
	口腔内装置 2 950 点 (1,025)	150 (225)	42 (63)	—	120 (180)	—
	口腔内装置 3 800 点 (875)	150 (225)	42 (63)	—	—	—

#### 歯ぎしりに対する口腔内装置の調整 (OAp調 (口)) 120 点(180)

- ・「口腔内装置 1」又は「口腔内装置 2」により製作した場合に算定できます。
- (注)「口腔内装置 3」の調整料は算定できません。
- ・装着後、咬合関係等の検査を行い、咬合面にレジンを添加又は削合により調整した場合は 1 口腔 1 回につき算定できます。
- ・月 1 回に限り算定できます。
- ・装着日と同日には算定できません。

#### 口腔内装置修理 (OAp修) 234 点(351) 傷病名 口腔内装置破損 等

- ・歯ぎしりに対する「口腔内装置 1」に対して月 1 回に限り算定できます。
- (注)「口腔内装置 2」および「口腔内装置 3」の修理の算定はできません。
- ・装着と同月に行った修理に係る費用は算定できません。
- ・調整と修理を同日に行った場合、調整に係る費用は修理に係る費用に含まれ別に算定できません。

● 顎関節治療用装置に関わる算定点数

( )内は6歳未満の乳幼児又は(特)の患者

	装着料を含む所定点数	装着料	印象	咬合	調整	修理	歯リハ2	
顎関節 治療用装置	口腔内装置 1	1,530点 (1,545)	30 (45)	42 (63)	187 (318)	220 (330)	234 (351)	54
	口腔内装置 2	830点 (845)	30 (45)	42 (63)	—	220 (330)	234 (351)	54

顎関節治療用装置の調整 (OAp調(ハ)) 220点(330)

- ・装着後、咬合関係等の検査を行い、咬合面にレジンを添加又は削合により調整した場合は1口腔1回につき算定できます。
- ・月1回に限り算定できます。
- ・装着日と同日には算定できません。

口腔内装置修理 (OAp修) 234点(351) **傷病名** 口腔内装置破損 等

- ・顎関節治療用装置に対して月1回に限り算定できます。
- ・装着と同月に行った修理に係る費用は算定できません。
- ・調整と修理を同日に行った場合、調整に係る費用は修理に係る費用に含まれ別に算定できません。

歯科口腔リハビリテーション料2(歯リハ2) 54点

- ・自院もしくは他院で作製された口腔内装置の顎関節治療用装置(スプリント)を装着している患者に対して指導や訓練を実施した場合に月1回算定できます。
- ・顎関節治療用装置の調整、修理と同時算定できます。

**施設基準**

口腔内装置の再製作について

- ・同一初診期間中で6か月を経過し必要があつて再製作した場合は再度の算定ができます。  
(審査情報提供事例 平成26年8月25日)
- ・6か月未満に口腔内装置を再製作した場合は事例ごとに判断される為、その必要性等を摘要欄にて説明することを推奨します。

未来院請求について

- ・口腔内装置の所定点数から装着料を差し引いて算定できます。